令和８年度　利用申請手続きについて

令和８年度から、全国で実施される乳児等のための支援給付として制度変更されるため、すでに利用されている方も、給付制度利用のための申請が必要になります。

４月分からの利用を予定されている方は、令和８年度利用のための申請手続きをお願いします。

1．川崎市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)にアクセス＜【オンライン手続】をクリック

－（1）総合支援システムのアカウント取得・給付認定申請

オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）から申請いただきます。下の外部リンクから進んでください。

オンライン手続｜川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用者登録フォーム 外部リンク

このフォームから手続される方は、必ず、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI） 外部リンク のページ一番下に掲載されている利用規約等を事前にご確認ください。本サービスを利用された方は、本規約等に同意したものとみなします。

2.【次へ進む】をクリック＜アドレスとパスワードを入れてログインする

令和８年度　川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用者登録フォーム

手続の概要

こちらでは、川崎市の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用者として、こども家庭庁が運用する「総合支援システム」のアカウント登録のための申請を行うことができます。
利用希望施設の選択や面談・利用の予約については、「総合支援システム」にアクセスして行っていただきますので、予めご了承ください。

申請対象者

対象児童
次の1～3のすべてに該当するお子さんが、対象となります。
1　川崎市内に在住
2　0歳6か月から満3歳未満まで（利用日時点を基準とします。）
3　保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に在籍していない
※この申請フォームは市内在住者を対象としています。市外在住者の方は、お住まいの自治体へ申請してください。
※3歳のお誕生日の前々日まで利用可能です。
※一時保育との併用も可能です（それぞれの利用要件を満たしている必要あり）。

受付開始日

2026年2月6日　9時00分

受付終了日

随時受付

次へ進む ›

あとで申請する

こちらをクリックするとログインを求められるためアドレスとパスワードを入力するとアクセスできます。

3.該当するものを選択し、案内に沿って必要事項を入力

過去申請を使用する

令和８年度　川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用者登録フォーム

登録内容 必須

※令和７年度、既に総合支援システムの登録をしている方は、利用者情報の「姓名」「メールアドレス」を登録時と同一の内容で入力してください。
※既に登録済みの方のうち、利用料減免を継続・変更する場合「利用料減免の継続・変更による再申請」を選択し、必要事項の入力・利用料減免を確認できる書類を添付してください。その他、新規登録から変更があった場合「その他」を選択し、必要事項を入力してください。
※「利用料減免の継続・変更による再申請」または「その他」を選択した方は変更項目以外、前回登録と同一の情報を入力してください。

選択解除

- ○ 継続登録（既に登録済（申請中含）の方で令和８年度も継続利用希望）
- ○ 新規登録（令和７年度（2026年3月31日）まで利用希望）
- ○ 新規登録（令和７年度・令和８年度どちらも利用希望）
- ○ 新規登録（令和８年度から利用希望）
- ○ 利用料減免の継続・変更による再申請
- ○ その他（住所・姓名・メールアドレス等登録内容の変更、こどもの追加登録による再申請）

利用者（保護者）　姓 必須

利用者（保護者）　名 必須

※ミドルネームをお持ちの場合は、「名」の欄にスペースを空けずに入力してください。

利用者（保護者）　姓（フリガナ） 必須

申請完了

令和８年度利用継続される方は**令和８年３月３１日**までに申請手続きをお願いします。

期限内に申請がなかった場合、利用停止となりますので早めに申請をお願いします。